

尾張旭吹奏楽団 規約

制定 2018年9月1日
最終改正 2020年4月9日

第一章 総則

第1条（名称・所在地）

本団は、正式名称を「尾張旭吹奏楽団」と称する。

第1条の2

本団の設立は、2018年4月1日とする。

第二章 目的および事業

第2条（目的）

本団は、吹奏楽の演奏を通じて地域の音楽文化に寄与し社会に貢献すること、および団員相互の親睦を図ることとする。

第3条（事業）

本団は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 通常練習
2. 特別練習（必要に応じて別に定める）
3. 演奏活動
4. 団員相互の親睦活動
5. その他、目的の範囲内に於いて適当と認めた事業

第三章 団員

第4条（団員の資格）

本団の団員は次の通りとする。

1. 一般団員は、社会人および学生で居住地は問わない。本団の目的に賛同し、第3条に定める事業に積極的に参加できる者。原則として自己に於いて楽器の所有又は準備ができ当該楽器の経験者であり所定の手続きを経て入団を許可された者。
2. 運営団員は、個人又は法人で本団の目的に賛同し、主に第3条に定める事業の後援をし、演奏には参加しない者。

第5条（入団および退団）

入団、休団および退団は書面による届け出を行い、役員会の承認を得る。

1. 入団

入団を希望する者は、入団届を役員会に提出する。（未成年者は保護者の承諾が必要。）

2. 休団

長期欠席（やむを得ない事情で1ヵ月以上）の場合は、事前に休団届を役員会へ提出することで、申請期間中の団費を免除する。休団中の活動は、個々の事情に配慮して対処する。

3. 退団

（1）退団を希望する者は、退団届を役員会へ提出する。受理された日をもって退団とみなすが、未納の団費がある場合は、全額精算した日をもって退団とする。

（2）会費を3か月以上納入しないときや団の運営に支障をきたす行いがあつたときには役員会を以て除名処分とする場合がある。

第四章 組織

第6条（役員会）

本団は、団長と副団長とその他の役員、音楽監督で役員会を構成し、団統括のための実質作業、細則の管理・運用、各種会議の企画・召集、依頼演奏の仲介・対外活動を行う。役員任期は次の総会までとしその再任は妨げない。

第7条（実行委員会）

本団は、一般団員と運営団員からなる実行委員会を構成し、楽団の運営にあたる。

第 8 条（諸係）

本団は、団運営のために係を構成する。一般団員は、いずれかの係に所属し円滑な運営の為に積極的な活動を行うこととする。

第五章 会議

第 9 条（会議と決議事項）

本団は次の会議をもち、以下の役割を誠実に遂行する。

1. 総会

構成員は、第 4 条に定める団員とし、年 1 回の頻度で役員会がこれを招集する。

（1）役員・事業の報告、承認

（2）規約の改正についての立案、承認

2. 実行委員会

構成員は、第 7 条に定める者を中心とし、さらに第 4 条に定める団員の参加は妨げない。役員会がこれを招集する。

団運営のための指針、問題事項等の協議

第六章 会計

第 10 条（経費）

本団の経費は、団費・補助金・寄付金・その他の事業収入をもってこれに充てる。

第 11 条（管理）

本団の会計管理は、会計担当者が行うこととする。

第 12 条（団費）

1. 一般団員 入団費 2,000 円 月額 2,000 円
前月までに翌月分を支払う。

2. 運営団員 無料

第 13 条（会計年度）

本団の会計年度は、毎年 3 月 31 日までとする。

第七章 特別徴収

第 14 条（特別徴収）

本団の発展的な運営・演奏会を開催していく上で、通常の団費だけでは支障をきたすと役員会が判断したとき、団員から特別徴収を行う。特別徴収は告知された期日までに支払う。

2. 演奏会における特別徴収は、特に認めた場合を除き、出演を辞退した場合でも返金はしないこととする。

第八章 規約

第 15 条（細則）

本規約の遂行に必要な細則は、役員会および実行委員会で立案し、代表の承認にて決定する。

第 16 条（改廃）

本規約の改廃は、総会の決議を要する。ただし、所在地を除く。

第 17 条（その他）

本規約に定めのない事項については、役員会に一任する。

附則

この規約は、2018 年 9 月 1 日から施行する。

附則（2020 年 4 月 9 日改正）

この規約は、2020 年 4 月 9 日から施行する。